

■修正箇所 新旧比較表(パブコメ前後)

ページ	修正前	修正後	修正理由
表紙裏	国の動向を踏まえながら対応を <u>図ってまいります</u> 。	国の動向を踏まえながら対応を <u>図ります</u> 。	“ですます調”に統一しました。
	「障がい」の表記について <u>検討してまいりました</u> 。	「障がい」の表記について <u>検討してきました</u> 。	“ですます調”に統一しました。
	漢字で表記するものとして <u>おります</u> 。	漢字で表記するものとして <u>います</u> 。	“ですます調”に統一しました。
	市民の意識醸成にも <u>繋がる</u> ことから、	市民の意識醸成にも <u>つながる</u> ことから、	常用漢字でないことからひらがなとしました。
p.1 (※)	平成18年には「障害者自立支援法」が施行され <u>ました</u> 。この法律によって、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がい種別によって異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が、共通の制度として一元化されました。	平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がい種別によって異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等が、共通の制度として一元化されました。	下の修正を行う際に、行数が増えてしまったため、行数削減のため文章を省略しました。 (ひとつ前の項目の表記と揃えました。)
	「障害者が <u>他のもの</u> と平等を基礎として <u>すべての</u> 人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義される。	「障害者が <u>他の者</u> との平等を基礎として <u>全ての</u> 人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」(障害者権利条約第2条)	「障害者権利条約第2条」を引用している部分のため、政府公定訳の表記に揃えるよう修正しました。 また、引用元が分かるよう明記しました。
p.6	今後も、国、県における施策と齟齬の無いよう計画の進行管理を行い、障がい福祉施策を推進していきます。	障害者基本法の理念や国の障害者基本計画、県の <u>かながわ障がい者計画</u> 等を踏まえた計画となるよう進行管理を行い、障がい福祉施策を推進していきます。	「齟齬」が常用漢字ではないことから、使用しない表現に修正しました。
	市民や当事者の声を <u>活かした</u> 計画とします。	市民や当事者の声を <u>生かした</u> 計画とします。	常用漢字では「活」を「いかす」と読まないため、「生かす」に修正しました。

※以下、ページ下部に記載されたページ番号の数字です。

ページ	修正前	修正後	修正理由
p.16	災害などいざという時に安全で安心して暮らせるまち	災害などいざというときに安全で安心して暮らせるまち	「公用文における漢字使用等について」(内閣訓令)にあるとおり、ひらがな表記としました。(以下、同様の内容は「内閣訓令のとおり修正」としています。)
	すべての人が安心して移動し、	全ての人が安心して移動し、	常用漢字のため漢字表記に修正しました。
	お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが大切です	お互いを思いやり認め合う気持ちを持つことが大切です	常用漢字のため漢字表記に修正しました。
p.19	すべての人がお互いに	全ての人がお互いに	常用漢字のため漢字表記に修正しました。
p.20	手続きの煩雑さや	手続の煩雑さや	内閣訓令のとおり修正しました。
	手続きの支援等について	手続の支援等について	内閣訓令のとおり修正しました。
	成年後見開始審判の申し立てや	成年後見開始審判の申立てや、	内閣訓令のとおり修正しました。
	後見開始の市長申立等を通して	後見開始の市長申立て等を通して	内閣訓令のとおり修正しました。
p.21	手続きの支援等を行います	手続の支援等を行います	内閣訓令のとおり修正しました。
	成年後見開始審判の申立費用及び	成年後見開始審判の申立て費用及び	内閣訓令のとおり修正しました。
	必要に応じて市が申し立てを行います	必要に応じて市が申立てを行います	内閣訓令のとおり修正しました。
	成年後見制度の基本的な知識から申立手続きの流れまでのほか	成年後見制度の基本的な知識から申立て手続の流れまでのほか	内閣訓令のとおり修正しました。
p.22	虐待通報には24時間通報を受け付けし、	虐待通報には24時間通報を受け付け、	後続とのつながりが自然となるよう修正しました。
p.24		(「障がい者虐待相談」の案内を記載)	余白に虐待相談の案内を記載しました。
p.25	障がい者就労施設の製品の展示や販売や	障がい者就労施設の製品の展示・販売や	“や”が連続してしまうことから修正しました。
	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して	障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して	常用漢字のため漢字表記に修正しました。
	多様な障がい特性や、困り事、必要な配慮等を理解し	多様な障がい特性や、困りごと、必要な配慮等を理解し	内閣訓令のとおり修正しました。
p.26	障がい者就労施設の製品の展示や販売や	障がい者就労施設の製品の展示・販売や	“や”が連続してしまうことから修正しました。
p.27	車椅子や疑似体験セット等の貸し出し	車椅子や疑似体験セット等の貸出し	内閣訓令のとおり修正しました。
	用具の貸し出しを行います	用具の貸出しを行います	内閣訓令のとおり修正しました。

ページ	修正前	修正後	修正理由
p.29	聴覚障がい者の 手続き がスムーズに	聴覚障がい者の 手続 がスムーズに	内閣訓令のとおり修正しました。
p.30	相談 手続き などの意志疎通を容易にするため	相談 手続 などの意志疎通を容易にするため	内閣訓令のとおり修正しました。
p.33	地域活動団体の研修の 受け入れ などの地域交流事業を行い	地域活動団体の研修の 受入れ などの地域交流事業を行い	内閣訓令のとおり修正しました。
p.34		(あいサポート運動の案内を記載)	余白にあいサポート運動の案内を記載しました。
p.37	関係者が情報を共有すると 共に 、	関係者が情報を共有すると ともに 、	内閣訓令のとおり修正しました。
p.38	創作的活動 または 生産活動の機会の提供や	創作的活動 又は 生産活動の機会の提供や	内閣訓令のとおり修正しました。
	点字図書等の 貸し出し	点字図書等の 貸出し	内閣訓令のとおり修正しました。
	郵送による 貸し出し も行っています	郵送による 貸出し も行っています	内閣訓令のとおり修正しました。
p.40	同じ障がい を持った 方と	同じ障がい がある 方と	「障がいを持つ」という表現を避けるよう修正しました。
p.41	災害が発生した 時は	災害が発生した ときは	内閣訓令のとおり修正しました。
p.50	配慮の無さ を感じると考える方が多く	配慮のなさ を感じると考える方が多く	内閣訓令のとおり修正しました。
	すべて の人が使いやすいように考慮してつくられた	全て の人が使いやすいように考慮してつくられた	常用漢字のため漢字表記に修正しました。
p.51	差別 または 偏見、配慮のなさを感じるどころ	差別 又は 偏見、配慮のなさを感じるどころ	内閣訓令のとおり修正しました。
	移動支援の 時に 車いすで出かけるには	移動支援の ときに 車いすで出かけるには	内閣訓令のとおり修正しました。
p.54	市内 4 ヶ所 の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」において	市内 の相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」において	事業所数は今後変更になる可能性もあることから、数字は記載しないこととしました。
	その こども にとって最も必要かつ適切な	その 子ども にとって最も必要かつ適切な	他の部分と表記を合わせるよう修正しました。
p.55	いろいろな 事業所等と連携し、	さまざまな 事業所等と連携し	“いろいろ”は口語的なため、修正しました。
	相談に 繋が っても、その先に 繋ぐ 場所がない場合がある	相談に つなが っても、その先に つなぐ 場所がない場合がある	常用漢字でないことからひらがなとしました。
p.56	お問い合わせ	お問合せ	内閣訓令のとおり修正しました。
p.57	必要な支援を必要な 時に 受けられるよう	必要な支援を必要な ときに 受けられるよう	内閣訓令のとおり修正しました。

ページ	修正前	修正後	修正理由
p.58	または家族や介護者の休養のため	又は家族や介護者の休養のため	内閣訓令のとおり修正しました。
	相談、緊急時の受け入れ・対応	相談、緊急時の受入れ・対応	内閣訓令のとおり修正しました。
p.60	心理的な整理に時間がかかる保護者	心理的な整理に時間を必要とする保護者	“時間がかかる”がマイナスイメージを持たれるので、別の表現に修正しました。
	そういった家族への支援	家族に寄り添った支援	“そういった”が口語的なため、別の表現に修正しました。
p.62	すべての方が同じところを通るイメージ	全ての方が同じところを通るイメージ	常用漢字のため漢字表記に修正しました。
p.63	進路や福祉情報のお問い合わせなどの相談	進路や福祉情報などのお問合せや相談	文章が自然となるよう修正しました。
	(松風園)相談支援	相談支援(就学後も継続)	就学後も継続することを明記しました。
	お子さんご家庭に合せた相談支援	お子さんご家庭に合わせた相談支援	送り仮名の脱字を修正しました。
	子育て何でも相談・応援センター	「子育て何でも相談・応援センター」	箇条書きの“.”と並列の“.”が分かりにくいことから修正しました。
	発達相談(療育につながるまでの支援)	発達相談	療育につながった後も相談することができることから修正しました。
	児童に関わる様々な相談。	児童に関わるさまざまな相談。(就学後も継続)	内閣訓令のとおり修正しました。 就学後も継続することを明記しました。
p.68	障がいを持ったお子さんの	障がいがあるお子さんの	「障がいを持つ」という表現を避けるよう修正しました。